

愛川町教育委員会

令和2年4月8日

愛川町教育委員会 4 月臨時会会議録

- 1 会議日程 令和 2 年 4 月 8 日（水）
午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 5 6 分まで
- 2 会議場所 愛川町役場 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 梅 澤 秋 久
教育委員 榮 利 隆 一
教育委員 平 田 明 美
教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 亀 井 敏 男
教育総務課長 宮 地 大 公
指導室長兼教育開発センター所長 茅 泰 幸
生涯学習課長 上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長 松 川 清 一
教育総務課主幹 小 島 亘

◎開会

○（佐藤教育長） 本日の出席者は 5 人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会 4 月臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応についてを議題といたします。

まず初めに、資料1に基づき、町内の小・中学校の休業状況等について教育次長から、次に、資料2に基づいて担当課長よりご説明を申し上げます。

教育次長。

- （亀井教育次長） それでは、資料1に基づき町内小・中学校の休業の状況、これまでの経緯についてご説明をさせていただきたいと思っております。

4月3日、先週金曜日の時点で臨時校長会を開催し、4月6日の着任式、始業式、入学式については、小学校は保護者2名、中学校は1名までの参加を認めて、新入生と教職員と保護者で行うということ、それと、7、8、9、この3日間については午前日課で、10日から臨時休業に入る、この3日間を活用して、休み中の過ごし方、新学期早々であったことから、児童生徒の指導に充てようと考えておりました。

4月6日月曜日、午前の時点で厚木保健福祉事務所管内での感染者数は増加傾向、これに歯止めがかかっていないと、また、近郊の東京でもご存じのような状況にあるというようなことで、4月6日の着任式、始業式、入学式についてはこのとおりですが、学校の日課としては4月7日だけ午前日課で行い、8日から臨時休業に入る、2日前倒しにするという案を立てたところ、4月6日の午後になって、緊急事態宣言がいよいよ現実味を帯びてきたということもあり、また、近隣の厚木市や清川村とも調整をし、7日から臨時休業に入ると、ただし、本町の場合は7日の午前中は登校日として、休暇中の過ごし方、この臨時休業の意義、新年度ということで、多少なりとも子ども達との接触する時間を持とうといった対応を取ったところであります。

そして、昨日の緊急事態宣言を受けて、国、県からは5月6日まで学校の休業について要請がされたところであり、町としても昨日、対策本部が設置され、この要請に沿った形で進めていきたいと方針が示されて、本日の教育委員会会議となったものでございます。

1枚おめくりをいただき、この会議の後、各小・中学校区の保護者へこのような通知を发出したいと考えております。「さて」のところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、国、県の通知に基づき、4月6日付で7日から17日までを臨時休業とする旨を通知いたしました。緊急事態宣言が発令されたことに伴い、臨時休業期間を5月6日水曜日まで延長することといたします、というふうな内容で保護者には周知を図ってまい

りたいと思います。

資料1についての説明は以上です。

- （佐藤教育長） 続けて資料2について、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） 資料2をご覧いただきたいと思います。緊急事態宣言に伴う対応一覽ということで、まずは教育総務課から説明をさせていただきます。

先ほど教育次長からもお話がございましたとおり、学校の休業に伴い、教育総務課として大きく影響するところが給食でございます。そこで小学校給食、中学校給食、それぞれ分けて説明をさせていただきます。

当初、小学1年生は4月22日から開始、小学校2年生から6年生は4月9日から開始というようなことで進めておりましたが、4月3日の決定事項といたしましては、小学校1年生は4月22日から開始、小学校2年生から6年生は、17日までお休みというようなことがあり、4月20日から開始をしようと考えてございました。

そうしたところ、昨日の緊急事態宣言を受けまして、小学校1年生につきましては、5月のゴールデンウィーク早々からの給食というのは、学校の先生の指導等もございますので、学校現場と調整しながら、開始時期については決定をさせていただきたいと思っております。なお、小学2年生から6年生につきましては5月7日、ゴールデンウィーク明けから開始をしたいと考えてございます。

中学校給食につきましては当初、4月15日開始を予定しておりましたが、4月3日の時点では、休みが延長するというので4月20日の開始を予定しておりました。その後、緊急事態宣言を受け、ゴールデンウィーク明けの5月7日から開始を予定したいと考えております。

周知方法等につきましては引き続き、学校の休業情報等と併せまして、町ホームページや学校のメールを通して保護者へ周知をしてみたいと考えております。

裏面をおめくりいただき、こちらは会計年度任用職員ということで、2名の会計年度任用職員を雇用してございますが、緊急事態宣言以降につきましても、給食の栄養士につきましては様々な発注業務、アレルギー児童の保護者面談など、多々事務業務があるということでございますので、引き続き雇用していきたいと考えております。また、一般事務職につきましても通年事務があるため、引き続きの雇用としてまいりたいと考えてございます。

また、こちらには記載はしてございませんけれども、4月2日付けで、昭和エーテル株式会社さんから、アルコール製剤の寄附がございまして、各小学校に配布いたしました。また、

現在、次亜塩素酸水を町でも配付をしており、各小・中学校のクラスごとに次亜塩素酸のスプレーボトルを置くなどして、子ども達の衛生管理に努めていくということでございます。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 先ほど説明がありましたように、5月6日まで臨時休業期間を延長する旨の通知を各小・中学校長宛に発出をしたいと思います。そこから保護者にはメールで配信、それから、町のホームページでもこちらの内容を周知していきたいと考えております。

それから、臨時職員の配置については、そのまま勤務を充ててしまうと、賃金の関係もあります。また、夏期休業期間が変更になること等も見据え、しばらくは様子を見ながら、目いっぱい職員に入っていただくのではなくて、学校で調整しながら年間の配当予算の中で雇用できるように各学校にお願いをしているところです。

以上です。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 生涯学習課が所管する関係部署の状況でございます。

放課後児童クラブでございますが、こちらは現在も開所しております。緊急事態宣言発令後も特に制限等の要請がありませんので、通常どおり開所をさせていただきたいと考えております。しかし、引き続き児童の検温、体調管理の徹底、また次亜塩素酸水噴霧器による除菌については引き続き実施してまいりたいと考えております。

このただし書き以降でございますが、こちらは緊急事態宣言において神奈川県の実動計画で、利用自粛を想定してこの記載をさせていただいたところですが、特に県からも利用自粛の要請はございませんので、こちらは4月配布予定としておりますが、このところは当面、様子を見て、本日記るという形ではなく、当面様子を見たいと考えております。

続きまして、学校臨時休業に伴う児童の居場所づくり事業でございます。こちらは当初の4月の段階での臨時休業が延長というところで想定し、開始した事業でございます。4月8日から、当初の休業終了日4月17日の平日に、小学校の空いている教室を使いまして、保護者就労等によりお子さんを昼間、見られないといったやむを得ない家庭環境の方が利用できるという形で実施を考えております。こちらは既に昨日の段階で厚木記者クラブへ、こういう事業を行いますという情報提供をしております。また、ホームページ等で周知もさせていただいているところでございます。

続きまして、児童館の管理でございます。こちらは生涯学習課で児童館、地域に18行政区に設置しております。こちらの児童館の運営については各行政区と指定管理者契約を結んでおり、各行政区で管理をお願いしております。現状では児童館を行政区で貸し館としている行政区もございましたが、この政府の緊急事態宣言発令されたことに伴い、児童館の対外的な貸し館業務については自粛を要請したいと考えております。

続きまして、図書館休館中の予約本の貸出しでございます。こちらにつきましては、4月からインターネット上で予約した本の貸出しについてのみ現在行っているところでございます。図書館へお客様が来館して本を実際に選ぶという形ではなく、インターネット上での予約貸出しというサービスを行っているところでございます。緊急事態宣言後、近隣の状況も鑑みながら、継続するのか休止とするのかを検討してまいりたいと考えております。

公民館でございます。こちら、公民館の貸し館業務については現在、4月30日までということで休館をしております。こちらについても近隣の状況を確認しながら、休館期間の延長等も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。
- （松川スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課につきましては、資料のとおり、施設と行事と会議等、それと、施設の場所、名称、その期間、臨時職員などの業務について、そして、備考欄には今回の方針、また今後の方策等について記載をさせていただきました。

まず、施設の部分でございます。公共体育施設、屋内、屋外で運用は異なっていましたが、今回の緊急事態宣言をもちまして当面の間、休止。これは昨日までの情報で記載しておりますが、今日の朝の段階で厚木市、清川村と調整を図り、当面、5月6日までの間とご理解いただければと考えております。臨時職員さんにつきましては、シフトを組み直して適切な施設の維持管理業務を行うこととしております。また、マイタウンクラブの供用によりまして施設の運営を行っている関係で、厚木、清川と調整を進めながら今後とも判断をしてまいりたいと考えております。

続きまして、学校開放事業でございます。これも公共施設と同じような運用で進めていきたいと考えております。いずれにしましても、屋外につきましては一度、4月に入ってから開放しようということで、厚木市と調整した上で進めたわけではございますけれども、今回の宣言の発令を受けて、4月8日から当面、5月6日までの間、休止という判断をさせていただいているところでございます。

郷土資料館でございます。当面、県の工芸工房村との調整を図りながら進めてまいりました。今朝の段階で、まだ決定ではないですけれども、県の、人が集まる施設につきましては、恐らく8月まで延伸されるのではないかという情報が入っていますが、まだ不確定なため、当面4月24日、県の工芸工房村に合わせた形で休止という記載をさせていただいております。

山十郎につきましても、当面5月6日までは休止ということでございます。山十郎の臨時職員につきましては、業者委託をしている関係で、シフトの組み直しを考えながら、壁や障子、ふすま等の修繕等を含めて、どこまで業務ができるかどうかということを含めて今後考えながら、進めてまいります。

それと、行事でございます。山十郎での実施を予定しておりました五月人形とつるし飾りも残念ながら中止とさせていただきます。

会議等につきましては、あいちゃん商店会打合せ、7月の頭に古民家山十郎で夏の夕べという企画を計画していたところです。商店の参入を含めて行事を開催しようということで打合せを予定しておりましたが、これも中止。ただ、資料を送付して今後、電話等、また訪問等によりまして、協力の依頼と事業の運営についての調整を進めてまいりたいと考えております。

あと、スポーツ推進委員、これは青少年指導員と同様でございますけれども、4月9日に予定されておりましたものを中止、委嘱状、会議資料については郵送で送付しております。役員改選が同時に行われますが、こちらも書面での採決を得るという方法を取らせていただいております。

それと、文化協会の会計監査、役員会、体育協会の会計監査もありますが、これは少人数で短時間の実施を考えております。

最後に、文化協会の理事会、体育協会の役員会等ございますが、おおむね1週間前まで、状況を注視しながら、開催の有無について判断をしていこうと考えているところでございます。

あわせまして、5月に入りまして体育協会、文化協会では総会を毎年行っておりますけれども、こちらも5月の連休明けまで様子を見ながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- （佐藤教育長） 生涯学習課長。
- （上村生涯学習課長） 1枚おめくりいただき、補足で追加説明をさせていただきたいと思

います。

児童クラブと学校臨時休業に伴う児童の居場所づくり事業でございます。こちらの期間の終わりですが、学校休業期間と合わせて5月6日までという形で想定をさせていただいております。こちらを付け加えさせていただきます。

以上です。

○（佐藤教育長） 説明は以上であります。

これより質疑等に入りたいと思いますが、ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 最初に、小・中学校の休業状況について、我々委員はこの話を受けない状況のまま休業の決定がされておりますが、この部分について教育委員会ではどのようにお考えですか。

○（佐藤教育長） 教育次長。

○（亀井教育次長） 梅澤委員のご指摘のように、今回のこの件につきましては、教育委員の皆様のご意見を伺って、教育委員会として対応していくのが本来の筋であったと反省しております。

○（梅澤委員） 文部科学省のホームページによると、その他重要な事項の決定をするのは、この教育委員会です。学校を休むということは相当重要な事項であり、連絡や通知がないまま、このような決定がなされたこと、近隣の地域の状況を鑑み、校長先生方のご意見を聴き、我々は報告される機関であるとする、重要な決定は全て事務方が行い、近隣の地域に右へ倣えとなってしまいます。時間がなかったとは言え、我々が委嘱を受けてこの任務を担っている理由となりません。

私はこの4月7、8、9日、午前日課で実施するという意見を伺ったならば、絶対反対をしました。それは、文部科学省からの通知を踏まえて、根拠に基づいてです。学習を進めましょうということよりも、まず学校を休業することによって蔓延を防ぐことが大前提で書いてあるはずですが。通知を見れば一目瞭然。確かに新しい昨日の通知を見ても、子ども達はその蔓延の影響を与えているとはいえないだろうという文言は未だにあります。それでもなお5月6日まで、緊急事態宣言対象地域においては休業を延長すべきという状況において、この4月9日まで学校を開けるとするのは全くもって納得のいかない判断であったと、私は考え、お話をさせていただいています。

- （佐藤教育長） 今回の決定については、町の新型コロナウイルス感染症対策会議で最終判断をしている状況であります。
- （梅澤委員） 再度、確認をさせていただきますが、学校に関することはどこが判断するのでしょうか。
- （佐藤教育長） 最終的に、教育委員会で意見を、近隣の教育委員会にしてもそうですが、全ての課で新型コロナウイルス感染症の対策を実施しています。例えば児童クラブであれば、子育て支援課の保育所の関係と足並みをそろえなければいけない。生涯学習やスポーツ文化であれば、テレワークの関係やマイタウンクラブがあるので、厚木市との連携もしなければいけない。教育については、本町独自というわけにもいかないのです、近隣の状況を確認し、参考にしながら最終的に判断をしている状況です。今までは事後承諾になるにしても、こういう方向でやりますということでお話をしていると思います。
- （梅澤委員） 今回のように、こういう方向でやりますということであると、事務局優位であると考えざるを得ません。
- （佐藤教育長） 基本的には、決定前に事前にお話しさせていただいていると思います。
- （梅澤委員） 電話で連絡は頂きましたが、こうなりましたという結論だけです。事後確認ではありません。私が先ほど申し上げた、事務局優位で話が進んで、我々は報告されるだけという、その構図から全く説明が果たされていません。
- （佐藤教育長） 緊急的なケースでは事後報告が多いのは実際そのとおりであります。こちらとしては教育委員さんの考えを皆さんに聴いて、物を決めていくという考え方は持っておりますが、それが今できているかという、できていないケースもあり、それはそのとおりです。
- （梅澤委員） 今回の件は特に重大な決定事項だと思います。新しい教育委員会制度になって首長の意向が少し強まったことは、それは否めませんので全部局において事務局の意向が入ってくることも、それはもう全くもっていたし方ないことだと思います。しかしながら、この決定事項をされていること、それ自体もかなりおかしい状況だと思います。少なくとも私の知り合いの5名の教育委員は、全て臨時の教育委員会が設定、あるいは電話連絡等で事前にその意向をお話させていただいた上で、決定に対して承諾をしていると、そのように私は伺っています。
- （佐藤教育長） 追加ですけれども、学校のこと、最終的には教育委員会としての考え方を対策会議に持っていきますけれども、教育委員会で決めたものが全てそのまま町の考えと

して反映されているわけではありません。例えば、教育委員会の判断で全てが決定するのであれば、それは事前に調整をして、ご意見を聴いてということもできるのですけれども、現在の町の体制はそういう状況ですから、例えば、学校に対しても町から、厚木市、清川村との連携をして同一步調で進めていきたいと思いますというような方向であれば、教育委員会で今回こういう形でと言っても、それが全て通っているわけではありません。

ですから、今の組織体制の中で、教育委員会が決められるものであれば、梅澤委員さんが言われるような形で当然やっていかなければいけないということになります。しかし、現実問題、このコロナウイルス感染症については、町としての最終判断があるので、どうしても梅澤委員さんが言われた本来の姿からかけ離れる部分も実際にはあったのかもしれない。

ただ、言われていることはそのとおりでありますので、今後そういうことを踏まえて、この臨時会議を開いたという状況もございます。今後はできるだけ決定する前に皆さんのご意見を聴き、努めていきたいと思えます。

今回、特にこの3日時点の判断というのは、4月2日の段階で県から通知が下りてきたものを、2日間で考えるということです。それまでは普通どおり学校再開を考えていましたので、検討は大変でした。その辺はご理解を頂きたいと思えます。

○（梅澤委員） いえ、今年、私は附属学校部長を仰せつかっておりますが、文科から通知が来たのは4月1日の夕方です。4月1日のうちに各附属学校に通知を出しています。それは会議を経てです。あるいは県央地区出身の県の指導主事が恐らくこの新型コロナウイルス感染症対策の担当の指導主事だと思いますので、そういうところの情報収集ということも不可能ではないはずですので、時間がないというのはもちろんですけれども、こういう状況で進めたいとか、進めようと考えているという情報については我々に共有できたと思えます。

○（佐藤教育長） 私が把握しているのは、4月2日に文科省のガイドラインが見直されて、それが教育委員会へ下りてきました。その段階では川崎、横浜が2週間休校にするという情報が入り、これは愛川町もこのままではよくないだろうと、そこから動いているわけなので、これは間違いありません。ですから、その前までは、入学式、卒業式、それから離任式、辞令伝達式、これをどうするかというところで動いていました。教育委員会としては4月6日から普通どおりスタートするということで考えていましたので、本格的に動いたのは4月2日の文科省のガイドラインの見直しというところから動いています。確かに時間がないといえば、それは言い訳になってしまうかもしれません。現実問題としてはこの間に調整をかけたので、非常に慌ただしい状況でした。

○（梅澤委員） その前に、3月27日の段階での学校再開に向けてのQ&Aであるとか、3月24日段階の文科省の通知もあったと思います。その辺を踏まえて、まさにプログラミング的思考ですよ、もしこうであるならばこのように動く、もしそうでないならばこのように動くという幾つかのパターン化を図った上で、対応というのは不可能ではなかったと思います。少なくとも、Aであった場合はこうしたいと思います、Bであった場合はこうしたいと思いますというのを我々に事前に流すことは不可能ではなかったはずです。すみません、私は、この会議直前まで先ほど出された文科事務次官からの通知に対して、附属学校への通知を打たせていただいております。なので、このような状況においては、事前にある程度のフォーマットを固めておいた上で、出された瞬間にそれに対応可能にしておけば、恐らく、時間がなかったから報告できなかったということはないと私は考えます。

○（佐藤教育長） 実際には3月24日の感染症に対応した学校再開のガイドラインが出ました。それを受けて、4月6日以降のことについて3月26日付で学校に通知を出しています。同時に、3月26日に、特別措置法に基づいて対策本部が立ち上げられて、新学期を約2週間休校にするというような話がそこで初めて出たと思います。ただ、町では電車、バスも子ども達は使わないし、そこまでの深刻さは正直言って、考えていなかったかというのがありました。その中で、4月2日まで流れてしまったというのは実際あります。ですから、梅澤委員さんが言われるように、幾つかの想定パターンを用意してやっていたらこんなに時間がかからなかったんだろうなと思います。

○（梅澤委員） もう一点、質問させてください。

今日、新聞報道で拝見をしましたが、子ども達の居場所確保についてです。その考え方自体には大賛成ですが、昨日出された文部事務次官通知で、（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方、そこで、学校等の施設の使用の制限や停止を知事が要請することができるという項があります。つまり、学校を開放するということに対して、こういうものをメディアが流した時に、愛川町はとていいことをやっているようだけれども、裏で学校施設開放しているぞということも流れかねなくはない、表裏一体のことをしていると私は捉えています。もう一度言います。やっていること自体は、保護者のこと、あるいは子どものことを踏まえてとてもいいことだけれども、まさに横並びで考えると、全部学校という施設を開けないように、恐らく知事からの通達が出るであろう中、愛川町だけ学校を開けているぞという苦情的な意見も出かねないというところなんです。それについて、どのようにお考えですか。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 読売新聞に記事が掲載されているというところでございますが、こちらが報道機関に発した趣旨としては、お仕事をお持ちの保護者の方で児童クラブに入れな
いお子さんが現在、40名ほどおります。その子達が長期休業になり、ご家庭で見ることが
できない、どうにもならないというところを救うことと、あとは、児童クラブは2時、3時ま
で働いていないと申請できないんですが、例えば午前中までの短期間労働をしている保護者
の方にも対応するというところで、この居場所づくり事業ということを考え、開始することと
しました。報道機関には学校開放という形では投げかけはしていないのですが、報道機関に
よっては、学校の教室を使って、どうぞいच्छゃいな形で報道がされているというのが
今日の報道の実態でございます。こちらの趣旨がしっかり伝わらなかったというところがこ
ういう結果になったものと考えております。事業の趣旨としてはあくまでも、学校を全面的
に開放してやるということではなく、今ある児童クラブで入り切れないので、学校の一部空
いている教室を使ってやっていくというのが本来のこの事業の形態でございます。という
ところで、しっかりとこちらの趣旨が報道機関に伝わらなかったというところが、今回の記事
の内容かと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 全く禁止とは書いてありません。いわゆる3密をしっかりと防ぐようにするこ
と、特に、子どもの居場所確保に向けた取組は、要請の趣旨を踏まえつつなので、例えば保
護者が医療従事者である場合とか、保護者が社会の機能を維持するために就業を継続するこ
とが必要な者である場合、ひとり親家庭、障害のあることによってひとりで過ごすことが難
しいなど具体例が示されているので、それらに対して適切な説明が果たせるように、我々は
実行する必要があるということです。だから、一概に禁止ではなくて、我々はこの配慮
に基づいて学校を開放していると。児童クラブ、そういう放課後のその場所だけでは3密が
防げない状況にあるがゆえに学校施設の一部を開放しているという立場に立つことによって、
恐らく説明責任を果たせると思われます。それについては明確な根拠に基づいて、多分、通
知が来ると思いますので、適切な対応をされることを望みます。

以上です。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） ありがとうございます。今回の緊急事態宣言下におきましても、県

の行動計画においては、指定地域にはなっていますが、利用自粛、当初ですね、梅澤委員さんがおっしゃられたように、医療従事者の受入れ、放課後児童クラブ等を使える家庭環境の方は、仕事は医療従事者であったり、あとはライフライン関係の仕事であったり、そういう職業に絞った形で利用制限をかけるようにとも県は想定していたんですが、実際の通知においては、そういう制限は一切なしで現状のとおりでよいということもありましたので、そこは生涯学習課としてはまずは安心をしているところです。梅澤委員さんがおっしゃられたように、3密を防ぐというところがやはり運営上の最大の課題だと考えておりますので、そのところはしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

大貫委員。

○（大貫委員） 今話を聞いていて、安倍総理大臣が3月2日から休みにしますといきなり発表して、その前にきつと、例えば今日の話にそれを移行して、こういうようなことを出すときに、我々の会議を開いて、開けなければ連絡を取り合い、とにかく意見を集約して、こういうふうにするといったことをしていなかったから、あれは問題になった。今と全く同じような状況だったと思います。だからといって、もうやりようがない。もうそう言っちゃったんだから仕方がないというので世の中が動き出した。次回から、そんな急なことをやられた日にはもう困ってしまうけれども、例えば、今話を聞いていて、臨時の校長会を開催しますと言って、これを投げかけるのは委員会でしょう。校長会から自主的に来るの。

○（佐藤教育長） 教育委員会の主催で臨時の校長会を開催しています。

○（大貫委員） そうしたら、その段階で、この件で校長会を開くということを先に我々にも知らせてもらえたら、校長会に顔を出すということではなくて、そうすれば今話はうまくいったと思います。今回こういう緊急事態でしたから、まあ仕方がないと言えばそれで終わってしまうけれども、ぜひその時点で一声かけるようにしていただきたい。あの時は、こういう件で今日は校長会を開くことになっていますという電話を受けたんだな、我々は。既に開催後だと思うけれども、そのところの順序みたいなものがあれば少しは緩和できたのかなと思いました。

緊急のことだから、なかなかうまくいかないよ。事務局も容易じゃない。これでやるしかないので、行きましょうよ。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

平田委員。

○（平田委員） 私は梅澤さんのおっしゃる部分も分かるし、中立の立場って一番よろしくないかもしれないですけども、連絡を頂戴したのは、これから校長会が行われますという、私の場合は、時間差でね、事務方はお電話くださいました。開催前と後の違いはあると思いますが、私は校長会がこれから行われますというところで連絡を頂戴いたしました。梅澤委員さんみたいに、学校のもろもろの流れをよく熟知しながらやっていらっしゃるの、本当は当たり前でいいことだし、当然ですけども、やはり、同じ教育委員、教育委員会があっても、地域によってケースバイケースだと思うんです。本来だと同じ温度で行かないといけないけれども、連絡を頂戴した時には、私はどっちかという、ご苦労さまで、大変ですねという言葉を出してしまうタイプです。甘いといえば甘いけれども、ここで教育委員さんに一報を先にしたところで、今回の場合は、さあ、この意見をどうしましよかという状態ではなかったと思います。それがいい悪いではなく、本当に緊急なので、意見を述べて、それをまたどうしましよかということが出来る状態ではないから、まずは専門的にという言い方はおかしいですけども、現場を張っている校長先生、教育委員会の教育長にまずは委ねるという言い方はおかしいですが、そのような状態だったのかなと正直、思います。

○（佐藤教育長） 新型コロナウイルス感染症対策については、最終的には町の対策本部で判断しています。皆さんからご意見をお聴きした内容については報告をしています。例えば、3月2日の休校の件も、当初は一日、指導を入れようと、3日から休校にしようと考えていましたが、教育委員の皆さんのご意見を頂いて、2日からやるべきだということで、最終的に判断をさせていただきました。

梅澤委員さんが言われるように、どうしても後手後手になっていたという部分はあります。そこは事前にしっかりとご意見を聴いていれば、もっとスムーズに流れた部分は多々あったと正直、思っています。

○（梅澤委員） 早いか遅いかではないんです。順番が前後かではなくて、民主的かどうかという話です。決定権がどこにあって、それを我々に委ねますという、そういう場面があったのかどうか、そこの議論なんです。事前にお伺いがあったのかどうなのか。いいんです、こういう会議がこれからあるので、校長会に委ねていいですか、いいですという方が4名いれば、それでいいんです。方法の一つとして、我々は委任状を出すこともできます。委任を電話でお伝えすることもできます。そこがあったのか、なかったのかということです。こうい

う経緯があって、だから我々はこうやって記録を残すんですよね。そういう議論があったにもかかわらず、決定権者が違う決定をするならば、それは民主的ではないだろうという世論につながります。だから、我々はこういう議事録を残して公表しているんです。なので、臨時会を開く、でも、何名はそういう、もう一任という形で決定がなされた、それを校長会で投げた、あるいは投げたというのは、もう校長会にお任せした、あるいは事務局からこういう意見を出した、その結果このような形になりました、それならば全く問題ないと思います。

- （佐藤教育長） 本来の姿であれば、おっしゃるとおりです。ですから、定例会やこういう臨時会を開ける時には開いて、その内容というのは、教育委員会の決定権として判断する。それは私達も共通の理解であるし、教育委員さんもそういう理解です。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症に対しては、そもそも3月2日のあの件にしても、内閣総理大臣からもう政治的判断の中で来ているから、文科省が言ってきているものではないし、そういう状況になると、それぞれの首長の判断というのは、どこの市町村だって最終判断はそこで、ただ、教育委員会にどうするのという意見は聴かれるわけです。ですから、その部分については、教育委員さんのご意見も聴きながら、教育委員会として集約して、教育委員会はこうしたいと発言すべきだったと思います。教育委員会の意見といっても、教育長の判断が強くて、私なりにいろいろな情報を得ながら、判断してしまったというのが今回の流れです。

今後の課題として考えていきたいと思っています。

- （梅澤委員） 何のために学識経験者が集められているのか、考えていただきたい。今回の件は、本当に戦後最大ぐらいの大変な事態であるからこそ、臨時で集まる、臨時で意見を伺うということがあっても良かったのではないのでしょうか。もちろん、そこでお任せしますという意見があったとしても、それはそれでよしだと思います。でも、やはり、こういう立場を仰せつかっている以上は、自分達の知見を寄せ集めて、愛川町教育委員会としての意見を創り上げていく、そういう機関だろうと思ってこの職をお受けしたつもりですので残念な思いが先立ってしまいます。

- （佐藤教育長） 榮利委員さん。

- （榮利委員） 前回の教育委員会の3月25日、あの時に4月6日から学校は再開しますと話をされた時に、本当に大丈夫なのという話をしました。それから、委員会が終わった後に電話で連絡を頂きました。それは、ここにも書いてある、6日入学式は予定どおりやりますと、7、8、9は午前中登校ですと。10日から17日までは休校にしますと電話を頂いた時に、何かご意見はございませんかと聴かれたので、これから校長会やりますと話をされたんですけど

れども、私は、分散登校でその期間中に何とかできないのかという話をしました。それは意見として頂きますということで、あとはお任せしますと電話を切りました。その後にもたすぐ、次の日かな、電話が来て、7、8、9の午前中の登校はやめて、7日から休校にしますと、17日まで、そういう話を頂いたので、そういう方向で決まったのならよろしいですと話しました。私の経過としてはそうです。

これは5月6日まで延びるなという予想はしていたんですけども、今日、臨時会の中でそういう話を聞いて、緊急事態宣言が影響しているかなと思いました。全ての事項が教育委員会の全員の意見で決定できるというのが一番いいんですけども、こういう緊急事態の時には電話で意見を聴くのもやむを得ないのかなと思っていました。今回の決定については、私はこれでいいかなと思います。登校日をどうするかとか、休校期間中の、ゴールデンウィークも含めて、子ども達はどうするかなど考えた時に、やはりちょっとね、登校日を設けるとか、そんな考えもいいのかなとも思います。こんなところです。

- （佐藤教育長） 今の件についてですけども、他にご質疑、ご意見等ありませんでしょうか。それでは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応については、ご了承願いたいと思います。

◎閉会

- （佐藤教育長） 委員さんから他にございますか。

事務局から、何かありますか。

以上で臨時会の議事日程の全てが終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） 異議がないものと認めます。

よって、4月の臨時会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

次回は4月13日9時から、文化会館3階の特別会議室で開催いたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和2年5月25日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

梅澤 秋久

教育委員

榮利 隆一

教育委員

平田 明美

教育委員

大貫 洋

調整職員

小島 亘